

入会金及び会費規程 (案)

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会（以下「本会」という。）定款第7条に定める会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費及び入会金)

第2条 本会の会費及び入会金の額は、次のとおりとする。

(1) 会費

A会員	年額 金 8,000 円
B会員	年額 金 3,000 円
賛助会員	年額 金100,000 円

(2) 入会金

A会員	金 6,000 円
B会員	なし
賛助会員	なし

2 B会員がA会員となった場合は、前項第2号に定める入会金の差額を納入しなければならない。A会員がB会員となった場合は、差額を返金しない。

(会費及び入会金の納入)

第3条 前条第1項第1号に定める会費は、毎事業年度末日までに翌年度分を前納することとする。

2 A会員及びB会員の入会金及び会費（以下「会費等」という。）の納入は、当該会員が所属する都道府県耳鼻咽喉科医会を經由して行う。

3 事業年度途中で入会または退会した会員の会費については、前条第1項第1号に定める額の全額を納入しなければならないものとし、月割の取り扱いはしない。

4 会費等の分納は認めない。但し、理事会がやむを得ない事由があると認めた場合はこの限りでない。

5 退会届を提出するときに、会費その他について滞納がある場合は、遅滞なくこれを完納しなければならない。退会までに完納されなかった場合、退会後もその支払義務を免れない。

6 退会した者が再び入会しようとする場合において、退会までに滞納した会費がある者は、入会申込書の提出に先立ち、滞納した会費を納めなくてはならない。

7 入会金の納入は、一時払いを原則とする。

(会費の請求)

第4条 第2条第1項第1号の会費は、毎事業年度11月に次年度分を請求する。

(未納者への督促)

第5条 前年度末までに会費の納入がない会員については、本会事務局から督促を行う。

- 2 前項の督促を受けたにも関わらず、2年以上会費の納入がない会員については、理事会の承認を経て、定款の定めに従い会員の資格喪失手続を行う。

(年額の起算)

第6条 会費の年額の起算は、事業年度による。

- 2 事業年度は、4月1日から翌年の3月31日をいう。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、代議員会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会設立の時から施行する。
- 2 第2条第1項に定める会費及び入会金については、事業の拡大に伴い、本会成立から2年後に増額を検討するものとする。
- 3 第3条第2項の定めに関わらず、会費等徴収の体制が整っていないと理事会が認めた都道府県耳鼻咽喉科医会については、その体制が整うまでの間、本会に直接納入することができるものとする。